

LP協会保安第21～36号
平成21年7月31日

都道府県協会会長 殿
企業会員代表者 殿

(社)エルピーガス協会
会長 川本宜彦
保安委員長 立原孝夫

CO中毒事故多発に対する 緊急対策の実施について(お願い)

平素よりLPガスの保安対策について、ご協力を頂きありがとうございます。

皆様ご存知の通り、本年、特にここ1～2ヶ月間において、多くのCO中毒事故が発生しております。中でも業務用施設や多くの人が入り出する施設において同事故が発生しています。その結果、死者および多数の中毒者が出る事故になっております。(別添資料参照)

これまでも数度にわたりCO中毒事故防止のための注意喚起をお客様にさせていただきようございましたが、現下の事故が多発している状況にかんがみ、再度事故防止のための緊急対策を実施していただくようお願い申し上げます。

業務用施設や多くの人が入り出する施設において類似事故が発生した場合、多数の方が被害に巻き込まれる恐れがあります。つきましては緊急対策として、早急(できれば旧盆前)に施設の管理責任者やユーザー(従業員等)に対して、注意喚起をしていただくようお願い申し上げます。

なお、注意喚起の内容は、これまで発出した関連文書(1月30日、3月3日、3月6日、7月22日に発出)に記載してある内容および下記に列記した内容を参考に実施してください。

緊急対策の内容

1. 使用上の注意喚起を徹底する。

- ① 一酸化炭素(CO)は無臭であるため、自覚症状が出た時は手遅れの場合が多く、中毒により死に至る場合があることを十分認識させること。
- ② CO中毒を防止するため、業務用施設や多くの人が集まる施設においてガス消費機器を使用する際には、換気及び給気が十分であるか確認した上で、換気設備等を稼働させることを作業者に周知徹底すること。
- ③ 特に、夏季にはガス消費機器を使用中にエアコンをつけるため、換気を止めたり厨房を密閉することがある。エアコンをつけても必ず給換気をするよう、作業者に周知徹底すること。
- ④ ガス消費機器の火がつきにくい、異臭がするなどの異常が起きた場合には、不完全燃焼を起こしている可能性があるので、LPガス販売事業者に連絡の上、至急、点検を受けるよう促すこと。
- ⑤ COの早期覚知のため、CO警報器(不完全燃焼警報器)の設置についても前向きに検討すること。
- ⑥ 排気ダクト、換気扇、ガス消費機器の給排気部及びバーナー一部が油、ほこり等で閉そくしないよう、常に清掃を心がけること。

2. 安全機器(不燃防付き機器、CO(換気)警報器)等の設置を促進する。

- ① 不燃防のない開放式、CF式、FE式の湯沸器については、これまで通り交換を促すこと。
- ② 交換するまでの事故防止の手段として、CO警報器又は業務用CO換気警報器の普及促進を行うこと。
- ③ 業務用パン焼き器、オーブン、ゆで麺機、フライヤーなどは不完全燃焼防止装置が付いていない場合が多いことを使用者に認知させること(そのため、CO中毒事故の起こる可能性が大きいことを認識させること)。また、CO警報器又は業務用CO換気警報器の普及促進を行うこと。
- ④ 経年劣化等による老朽化した機器については、事故を起こす可能性が大きいいため、極力交換を勧めること。

以上

発信手段：Eメール、FAX

担当：保安グループ